

蒲郡市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 蒲郡市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（以下「ネットワーク運営委員会」という。）は、高齢者の尊厳保持という観点から、蒲郡市及びその他関係機関の連携により、地域における高齢者虐待防止のためのネットワークの形成及びその運用を行い、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 早期発見・見守りネットワーク、保健医療福祉サービス介入ネットワーク、関係専門機関介入支援ネットワークからなる三層構造の高齢者虐待ネットワークの管理・運営に関すること。
- (2) 高齢者虐待防止策の検討及び事業全体の評価・見直しに関すること。
- (3) 地域住民への広報・普及活動に関すること。
- (4) 前号に掲げるもののほか、高齢者虐待防止ネットワークの管理・運営に関すること。

(組織)

第3条 ネットワーク運営委員会は、別表に掲げる構成員をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、構成員の互選により選出し再任を妨げないものとする。
- 3 委員の任期は、原則として2年とし、再任することができる。

(会議)

第4条 ネットワーク運営委員会は、委員長が招集する。

- 2 ネットワーク運営委員会の開催は、委員の過半数の出席をもって開催できるものとする。
- 3 ネットワーク運営委員会に座長を置き、委員長をもって充てる。

(事務局)

第5条 ネットワーク運営委員会の事務局は、蒲郡市役所長寿課に置く。

(秘密の保持)

第6条 ネットワーク運営委員会の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク運営委員会に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

蒲郡市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会委員

組 織・団 体 名	委 員 名
民生委員児童委員協議会	
人権擁護委員	
老人クラブ	
居宅介護支援事業者	
居宅介護サービス事業者	
介護保険施設	
弁護士会	
蒲郡警察署	
蒲郡市医師会	
医療施設	
豊川保健所	
蒲郡市社会福祉協議会	
蒲郡市地域包括支援センター	
蒲郡市役所（関係部課）	
その他市長が必要と認める者	